

大阪府共募※事務局情報※No.176(改訂版1)

(2016.10.26)

「岩手県台風10号大雨等災害義援金」の募集について

1 趣旨

平成28年8月30日に岩手県太平洋沿岸部に上陸した台風10号により、岩手県内では岩泉町をはじめ5市4町3村で死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、災害救助法が適用されました。

岩手県共同募金会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

岩手県台風10号大雨等災害義援金

3 募集期間

平成28年9月5日(月)から平成29年3月31日(金)まで

4 義援金の振込窓口

金融機関	口座番号	名義等
岩手銀行 本店	(普)2241853	社会福祉法人岩手県共同募金会 岩手県台風10号大雨等災害義援金
ゆうちょ銀行	00130-2-387497	岩手県共同募金会 台風10号大雨災害義援金

※1 岩手銀行の本・支店間の窓口からの振込手数料、ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 上記以外の他銀行からの振り込みやATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

金融機関での振込金受領書に「岩手県台風10号大雨等災害義援金募集要綱」を添えて、または、岩手県共同募金会が発行する領収書を確定申告時にご提出ください。

6 義援金の配分

岩手県共同募金会でとりまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、岩手県共同募金会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱い、救援物資・物品はお取り扱いしておりません。